

■財務状況の報告、事業所単位と法人単位の混在も可 厚労省

- ・厚生労働省は、介護サービス情報公表制度で項目として加わった「財務状況が分かる書類」の報告について、やむを得ない場合には事業所単位と法人単位が混在しても差し支えないとする解釈を示した。事業所単位で作成している書類と、法人単位でしか作成していない書類があるケースを想定している。
- ・厚労省はまた、会計基準の規定でキャッシュフロー計算書の作成が求められていない事業所ではキャッシュフロー計算書を報告する必要はないとしている。
- ・情報公表制度に関する Q&A として、都道府県などに周知した。
- ・介護サービス情報公表制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する仕組み。事業所は提供する介護サービスの種類や職種別職員数、利用定員、送迎の有無などの情報を都道府県に毎年報告する必要がある。
- ・介護保険法施行規則の一部が 4 月に改正され、情報公表制度での介護事業者が報告すべき項目に、財務諸表や計算書類など財務状況が分かる書類が追加された。
- ・報告する財務状況が分かる書類は、原則として直近の事業年度を終えた時点で作成した損益計算書や貸借対照表（バランスシート）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）。ただ、会計基準上、求められていないなど事情がある場合には資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類でも差し支えない。
- ・また、報告は事業所・施設単位で行うこととするが、事業所・施設単位で会計処理を行っていないなど、やむを得ない場合には法人単位で公表してもよい。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 介護保険最新情報 Vol.1333 「「介護サービス情報の公表」制度に関する Q & A」の発出について（事務連絡）

（令和 6 年 11 月 29 日）厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001342916.pdf>